

令和元年 1 2 月市議会定例会 企画管理部 議案説明資料

目 次

〔予算案件〕

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 令和元年 1 2 月企画管理部補正予算（案）総括表…………… | 1 頁 |
| 2 | 人件費補正について…………… | 2 頁 |
| 3 | 外国人ワンストップ相談窓口整備事業費…………… | 3 頁 |

〔条例案件〕

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 4 | 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定… | 4 頁 |
|---|--------------------------------|-----|

[予算案件]

1 令和元年12月企画管理部補正予算(案)総括表

[一般会計]

(単位：千円)

区分 予算科目	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A+B
企画管理部 合計	9,464,722	▲362,985	9,101,737
(款2) 総務費	9,464,722	▲362,985	9,101,737
(項1) 総務管理費	4,396,693	▲354,418	4,042,275
(項2) 企画費	4,979,062	▲6,089	4,972,973
(項6) 統計調査費	74,708	▲2,478	72,230
(項7) 監査委員費	14,259	0	14,259

2 人件費補正について

(1) 人件費

項	目	所 属	現 計 予算額	補正額	補正後 予算額	職 員 数		
						千円	千円	千円
1 総務管理費	1 一般管理費	行政経営課	60,469	10,996	71,465	8	10	2
		文書法務課	56,783	3,011	59,794	7	8	1
		(特別職再掲)	(69,911)	(223)	(70,134)	(4)	(4)	(0)
		職員課	3,575,334	▲ 353,640	3,221,694	138	21	▲ 117
		秘書課	94,470	▲ 15,967	78,503	12	10	▲ 2
		広報課	77,825	▲ 685	77,140	11	11	0
		公文書館	21,232	▲ 172	21,060	3	3	0
		職員研修所	105,902	1,738	107,640	16	16	0
	計	(69,911)	(223)	(70,134)	(4)	(4)	(0)	
		3,992,015	▲ 354,719	3,637,296	195	79	▲ 116	
2 企画費	1 企画総務費	企画調整課	121,357	▲ 1,579	119,778	14	14	0
		情報統計課	135,025	3,543	138,568	19	20	1
		文化国際課	68,215	▲ 11,980	56,235	8	7	▲ 1
		未来戦略室	39,791	▲ 3,596	36,195	5	4	▲ 1
	3 文化振興費	企画調整課	9,672	0	9,672	1	1	0
		文化国際課	9,026	49	9,075	1	1	0
	4 文化施設費	婦中ふれあい館	8,765	▲ 81	8,684	1	1	0
	6 外国語専門学校費	富山外国語専門学校	66,902	▲ 4,504	62,398	8	8	0
	7 ガラス造形研究所費	富山ガラス造形研究所	49,169	958	50,127	5	5	0
8 ガラス美術館費	ガラス美術館	86,830	8,936	95,766	13	15	2	
	計	594,752	▲ 8,254	586,498	75	76	1	
6 調査費	1 統計調査総務費	情報統計課	30,407	▲ 2,478	27,929	5	5	0
	計	30,407	▲ 2,478	27,929	5	5	0	
	合 計	(69,911)	(223)	(70,134)	(4)	(4)	(0)	
		4,617,174	▲ 365,451	4,251,723	275	160	▲ 115	

() は特別職で内数

(2) 賃金等

項	目	所 属	現 計 予算額	補正額	補正後 予算額
			千円	千円	千円
1 総務管理費	2 人事管理費	職員研修所	911	0	911
		職員課	648	0	648
	3 広報広聴費	広報課	1,422	0	1,422
		文書法務課	1,422	0	1,422
	11 国際親善費	文化国際課	4,687	▲ 1,046	3,641
	計	12,700	▲ 1,046	11,654	
2 企画費	1 企画総務費	企画調整課	11,537	0	11,537
	3 文化振興費	企画調整課	86,549	0	86,549
		文化国際課	203,938	1,640	205,578
	4 文化施設費	婦中ふれあい館	17,745	273	18,018
	5 情報管理費	情報統計課	8,566	1,052	9,618
	6 外国語専門学校費	富山外国語専門学校	33,821	▲ 800	33,021
	8 ガラス美術館費	ガラス美術館	18,398	0	18,398
	計	423,914	2,165	426,079	
6 調査費	2 統計調査費	情報統計課	1,991	0	1,991
	計	1,991	0	1,991	
	合 計		438,605	1,119	439,724

		現 計 予算額	補正額	補正後 予算額
		千円	千円	千円
企画管理部人件費・賃金総合計		(69,911)	(223)	(70,134)
		5,055,779	▲ 364,332	4,691,447

〔国際親善費〕

3 外国人ワンストップ相談窓口整備事業費

〔文化国際課〕

1 趣 旨

在留外国人に対し、子どもの教育や福祉などの情報提供・相談業務を行っている国際交流センターの窓口（C i C 3階）を整備し、より多くの言語に対応するワンストップ型の相談窓口に拡充するもの。

2 事業内容

同センターの窓口には自動翻訳機（タブレット）やノートパソコン等を整備するとともに、相談窓口の周知を図るためのパンフレットを作成するもの。
相談窓口の拡充は、令和2年3月1日を予定している。

3 予算額

1, 347千円

（財源内訳）

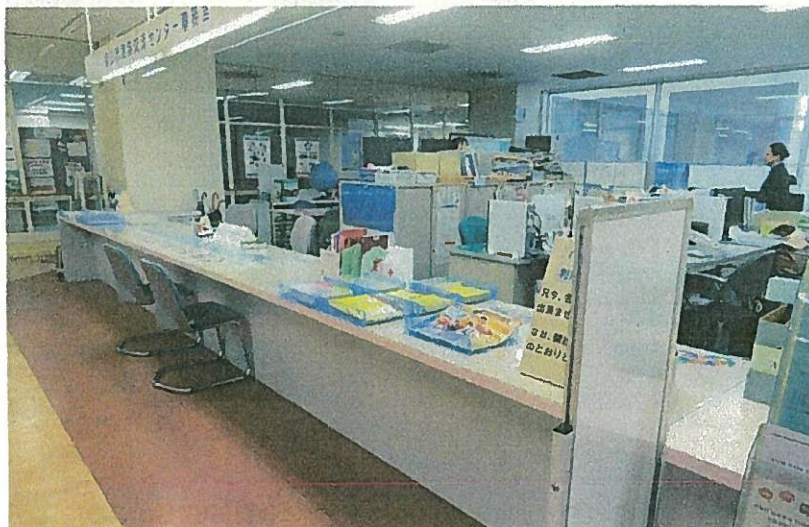
国庫支出金

1, 736千円

〔整備費分 1, 347千円

〔運営費分 389千円（3月分人件費の2分の1）

【国際交流センター窓口（C i C 3階）】



〔条例案件〕

4 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

〔職員課〕

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について

(1) 会計年度任用職員制度の導入の背景

各地方公共団体によって取り扱いが異なっていた臨時・非常勤職員制度の運用の適正化を図るとともに、その身分や勤務条件等を明確にするため、新たな一般職の非常勤職員の制度として「会計年度任用職員」制度が創設されたもの。

(2) 地方公務員法及び地方自治法の改正内容の概要

① 地方公務員法

ア 特別職の非常勤職員の範囲を明確化

→ 専門的な知識経験等に基づく助言、調査等を行う者等に限定

イ 臨時的任用の厳格化

→ 常勤職員の欠員時の任用方法に限定

ウ 一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の新設

→ 身分や勤務条件等の明確化・適正化

② 地方自治法

ア 会計年度任用職員に対する期末手当等の給付に関する規定整備

③ 施行期日

令和2年4月1日（平成29年5月17日改正）

2 本市における会計年度任用職員制度導入の考え方

新たに創設された会計年度任用職員制度においては、補助的業務を担う職員をパートタイム又はフルタイムで任用できるとされており、条例の整備にあたっては、いずれも任用できる規定とするが、実際の任用については、これまで同様、補助的業務を担う職員としてパートタイムで任用することを基本とする。

3 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案の概要

(1) 条例等の概要（本市の現行制度との比較）

区分	現行制度	会計年度任用職員制度	
職員区分	臨時的任用職員	会計年度任用職員	
勤務時間区分	パートタイム	パートタイム	フルタイム
職種	—	① 行政職 （一般的な事務又は②以外の職） ② 高度専門職 （任命権者が別に定める職）	
給与の種類等	賃金（月額、日額、時間額）	報酬（月額、日額、時間額） ・基準となる月額は同一の職かつ同一の勤務する場合同一のフルタイムとする	給料（月額）
	通勤手当（独自基準）	費用弁償 ・常勤職員に支給される通勤手当の額の権衡を考慮して定める	通勤手当 ・常勤職員の例による
	期末手当 ・一部職員に対し支給 ・週29時間超の賃金に對して支給	期末手当 ・一定の職員に對し支給可能 ・6月未満の任期を定めて任用された者には支給しない	期末手当 ・6月未満の任期を定めて任用された者には支給しない ・6月未満の任期を定めて任用された者には支給しない
	超過勤務手当、休日給等	報酬（地域手当、特種勤務手当、超過勤務手当、宿直手当に相当するもの）	初任給調整手当、地域手当、特種勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当
退職手当	—	—	支給対象（退手条例の一部改正により対応）
給料（報酬）の上限額	—	・給料（報酬）の額は、次の職種の区分に応じ、金額の範囲内において規則で定める基準（給料表）に従い、任命権者が定める。 ・職務の特殊性や任用の事情等を考慮し、任命権者が特に必要と認める場合については、②の金額の範囲内において任命権者が定める。 ① 行政職 247,600円 ② 高度専門職 602,400円	
服務 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・職務専念義務 ・営利企業等従事制限的行為の制限	対象	営利企業等従事制限のみ適用除外（地方公務員法改正によるもの）	対象（地方公務員法改正によるもの）
人事評価	対象外	対象（地方公務員法の改正によるもの）	
条件付採用	対象外	対象（地方公務員法の改正によるもの）	

(2) 経過措置

条例施行の日の前日において、改正前の地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員が、施行日において新たに会計年度任用職員として任用された場合の給与決定に係る経過措置を設ける。

(3) 附則

附則で、次の条例の改正を行う。

① 富山市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正

第1号会計年度任用職員の報酬を減額対象とする旨の規定整備

② 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

非常勤職員の給与に係る規定の削除

③ 富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正

会計年度任用職員のうち技能職員等に係る給与の種類等の規定整備

(4) 施行期日

令和2年4月1日